

# 京町家通信

KYOMACHIYA PRESS  
vol.119

京町家通信 第119号 2018年7月1日発行  
特定非営利活動法人 京町家再生研究会  
一般社団法人 京町家作事組  
京町家友の会  
京町家情報センター  
ホームページhttp://www.kyomachiya.net/

## 巻頭言 ● 京町家新条例の適切な運用を考える

去る6月16日（土）に表記のシンポジウムを開催しました。  
(詳細については次ページに報告)

新条例は昨年11月16日に制定、今年5月1日から施行されているのですが、町家を壊すときには届け出をという条例の主旨は町家の所有者に届いているのかどうか疑問です。ここ1ヶ月間の市内の様子を見ていても、あちこちで町家が壊されている現場に遭遇します。条例の効果がネガティブに働いていたら、それが昨今の解体急増の理由になっているのでしょうか。町家を保全するための画期的な条例が運用されることになったのに、肝心の町家がどんどん壊されていくのでは、何のために条例ができたのかわかりません。条例を運用するためには町家や地区、地域の指定が必要となるのですが、その指定がいまだに見えてこないことに気をもんでいるのは私たちだけではないはずです。まちなかは日々大きく変貌しています。再生研本部（中京区）のまわりにもあつという間に4軒の大きなホテルが建ちました。その内の2つは界隈でも有名な町家の跡に建てられました。今もまた新しいホテルが計画され、呉服の室町のイメージは消えつつあります。

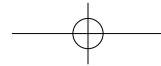
町家に住み続けること、町家を維持管理することには大きな負担があることも事実ですが、それ以上に町家が持つ本来の機能である「暮らすことの価値」が存在するはずです。昨今は「町家を活用する」ことに重きが置かれ、「暮らす」ことが置き去りになりがちですが、やはり町家の保全には「暮らし」「生活」が基本として考えられるべきだと思います。どのように「活用」が進んでも京都に根ざした「暮らし」が町家にはいまも息づいていると感じられることが貴重なのだと考えています。もちろん維持管理を健全に行うためには「活用」は必要不可欠なことだとは思いますが、そのために町家が本来持っているべき生活のための機能を忘れては、本末転倒になってしまいます。

新条例を機に町家が壊される理由を調べたデーターがありますが、そのうちの多くに「建替え」があります。居住者の移動、

すなわち売却される町家に対する取組はこれから多くの意見が集められ、議論が進むと思われますが、「建替え」については、今後その対応をしっかりとといいかないといけない問題です。町家は寒くて、暗くて、住みにくい。特に高齢者にとっては過酷な環境を強いのかもしれません、今は多くの相談窓口があり、生活の環境改善はかなり進んでいますので、積極的に専門家に相談をして頂きたいと思います。技術の開発による生活の改善は日々進んでいます。これまで難しかったことが、今は問題なく解決することも増えています。家を建て替えるだけが選択肢ではなく、改修、修理、再生といった考え方も当たり前になりつつあります。たくさんの思い出が詰まった家を惜しげもなく潰すのではなく選択肢が出来ています。

私たちはこれまで「住まいとしての町家」を大切にして、その「再生」には大きなエネルギーを注いできました。これからもその立場は変えずに常に居住者の立場に立った存在であります。町家に住む人たちが負担になること、損害を被ることにならない条例であってほしいとの思いで、積極的に条例推進のサポートをしていきたいと考えています。これから町家を考えいくためには、これまで以上にお住まいの方々のお考えが重要になってきます。町家の存在はこれから京都のあるべき方向性を担っているといつても過言ではありません。京都のあるべき姿、将来像を描くためにも町家は必要不可欠であることを居住者、所有者の方々にはしっかりとご理解頂きたいと思います。京町家がなくなっていくことは、自分の寿命を削っていくことだと自覚してほしいと発言されたデービッド・アトキンソン氏の言葉は、これから京都の進むべき道への大きな提言であり、私たちはその発言の重さをもつともと真剣に考えなくてはならないとの思いを強くしたシンポジウムであったことを報告します。

＜小島富佐江（京町家再生研究会）＞



## 特集 ◎公開シンポジウム2018 京町家新条例の適切な運用を考える —町家をこれ以上壊さないために— 報告

「京都市京町家の保全及び継承に関する条例」(以下、京町家新条例)に関しては、要望書の提出以来、都度、公開シンポジウムを開催してきました。3回目となる今回は、本来の目的や背景が一般市民のみなさまには十分に伝わっておらず誤解が生じていることを踏まえて、条例のポイント、良い仕組みについてするために必要なこと、そして民間組織として、あるいは一般市民としてなにをすべきか、を確認する機会をいたしました。

まず、京都市から鈴木章一郎都市計画局長に京町家新条例の経過報告をしていただきました。条例の目的はあくまでも京町家を保全して再生することであり、所有者や住み続ける人々をサポートする仕組みを作る必要性が強調されました。また、地区指定のあり方について、これからの方針を示していただきました。

次にデービッド・アトキンソンさんより、京都が京都でなくなるとどんなことになるのか、町家がなくなることは京都にとって自殺行為、という危惧が語されました。高田光雄先生からは、新条例の真の目的は生活文化の継承にあることが強調されました。一戸の解体を止めることだけではなく、町全体とし

て考える必要性を説明し、規制の考え方を整理していただきました。小島富佐江理事長からは、現実にまちなかで起きている急激な変化をスライドで紹介しました。町家が一つ壊れることにより、地域社会にどのような影響を及ぼすことになるのか、みなさんにもご理解いただけたことでしょう。西村孝平さんからは、不動産業者がプロとして値段をつけられないほど、京都市内の地価が高騰している現状と、まちなかの物件が高くなると居住ができなくなってしまうという危機感が語られました。宗田好史先生からは、ヨーロッパの事例を踏まえて、人口減少社会において歴史的都心部の未来をどのように考えていくのか、町家を残した方が土地の価値は上がり、京都市も良くなつていくことを自覚すべきである、という主張がなされました。

パネルディスカッションでは、いくつかのテーマに沿って各パネラーがそれぞれの専門分野から意見を述べ、検討していました。今回は、登壇者それぞれの主張や提言の骨子を紹介します。テーマ別の論点については、次号で紹介する予定です。

<文責 丹羽結花 (京町家再生研究会)>

### 京町家新条例施行の概要

鈴木章一郎

京町家新条例の一番の肝は、「所有者の困りごとをどのようにサポートできるのか」にある。解体に至る前に保全継承に向けた支援をおこなうマッチング制度を検討している。いろいろ考えても保全継承につながらないので止むを得ず解体する場合は届ける、というのが条例の仕組みであり、罰則がメインではない。壊す前に、一旦立ち止まって、京都市に教えてほしい、ということである。

すべての京町家、40,000軒全体が対象であり、指定の段階により支援を手厚くしたい。指定の方法としては個別指定と地区指定の2種類を検討しており、その他は努力義務となる。地区指定の考え方には、2つの道筋があり、一つ目は、京町家として大切にしないといけない要素が残っているものが対象で、通り、町単位で趣のあるところなど、残状況を把握して指定を検討するもの。二つ目はどれだけ地域の方が一生懸命残そうという意欲を持っているのかに応じて指定し、地域の方が手を擧げることを考えている。「意欲」を注目しているのは、埋もれている京町家も含めてこれからよくしていく、という考え方からきている。

### 本質を見極める

デービッド・アトキンソン

京都は一部のご都合主義により、利便性を求めて、京町家というせっかくの宝物を無責任に壊してきた悲しい歴史がある。観光客が来て「どこが京都なの?」という気持ちになってしまつてよいのか。京町家が一つもない町になってよいのか。なぜ京都に人が来るのか、徹底的に真剣に考えないといけない。これ

以上京町家を壊すのは自殺行為である。

所有者の大きな問題は、「お札に興奮している人たち」。購入した時より地価が上がっており、いきなり数字を出されると所有者も売ってしまうのだろう。ホテルの議論も、所有者が土地を売らなければ、事業者はホテル用地を買えないのであり、売るのは、結局はもうけがあるからである。

問題の本質は建ぺい率、容積率、高さ制限にある。壊すとより高いものを建てることができるから、坪単価が高くなっている。食や神社仏閣が残っても、生活文化や京町家、町並みが壊れてしまえば、京都にはごく一部の人しか来なくなるだろう。

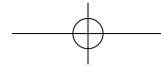
「私のものがなくなつてもいいんじゃないの?」という町家所有者もいるが、町並みに支えられてもうけが出ていて、自分の年金に回つて来ることを自覚してほしい。

京町家がなくなつていいことは、自分の寿命を削っていくことだと自覚してほしい。本格的にこの町を守りたいと思うのであれば、メインの通りに面していないところの建ぺい率、容積率、高さ制限をどんどん下げればよい。所有権を強調する人は結果的にお札をなくすことになる、という本質的なことを考えるべきである。責任を持って何が本質か、見極めていかないといけない。

### まちレベルでの生活文化の継承

高田光雄

京町家新条例については誤解もあるようなので、整理も含めて説明したい。(詳しくは京町家通信118号巻頭言「既存京町家の保全・継承にむけた地域まちづくり活動への期待」を参照のこと)京都の誇り、魅力を京都市民はどのように感じているのか。長年培ってきた生活文化をどのようにみているのか。軒が揃い、ケラ



バを重ねる京町家には、価値観の違う人たちがまちを維持してきた文化が蓄積されており、それが表れている。これを次の世代にどのように受け継ぐのか。新しく入ってきた人に伝えていっているのか。自分自身も振り返って反省している。多くの京都市民にそういう気持ちをもってほしい。

新条例については、これからもっと育てていかなければならぬ。何のために京町家を残すのか、ということが大切。ペナルティは規制を成り立たせているだけで、条例の目的ではない。市民がルールの意義を共有することが大事。町家の解体回避は必要であり、その目的は生活文化の継承、発展にある。

一戸一戸の敷地ではなく、まちとして考える。地域社会の中で人が生活していることを考えるべきであり、まちレベルの仕組みを構築していくことが重要である。

## 急激なまちの変化

小島富佐江

町家だけ守ればいいのか、ということになりがちだが、まち全体が健全で、安心安全で楽しく暮らしていくことが必要となる。再生研の設立当初から点から線、線から面、一つの町家から連担したものへ、それが地域として広がる保全再生をしていきたいと考えてきた。まちなかの激変を緩やかな形で、みんなが安心して変化を受け入れていけるような条例になることを望む。

ごく最近の町の状況を紹介すると日々どこかで解体がおこっている。今、歯止めをかけないとまちのなかの様子がまったく変わってしまう。ホテルのファサードは町家風だが、本来の生活感が感じられなくなる。ファサードはきれいになつたけれども生活感のないまちができると危惧している。

ホテルがいいとか悪いとか、ということではない。新しいものも必要だとは思う。ただ旧来のまち、町家が惜しげもなく壊されて変わると、立ち止まって考えたい。町家を規制するために条例を作るのではなく、何か起きたとき、みんなが応援できる体制を作ろうというのが新条例の趣旨だと考えている。手放すときには安心して相談できる場を作ろう、ということ。そのための議論をしていきたい。

## 不動産の現状

西村孝平

まちなかの物件が高くなると居住よりも事業に向いていいる物件になってしまう。事業はうまくいかなくなったらとんにしばるので、本当は居住用物件ベースで考えた方がよい。外国人が経営している不動産会社もあり、地元の富裕層に京都の土地を紹介しているところもある。自社物件でも町家の取り扱いの2割弱は外国人が購入する。外国人は事業を展開することが難しいので、別荘が多い。

大型町家の有効活用を考えないといけない。20坪の町家は簡単だが、100坪をこえるとたくさんアイデアのある人はいない。活用の仕方をしっかりレクチャー、アドバイスしないと誰も買ってくれない。

居住を考えるとセカンドハウスという選択もある。東京の方がセカンドハウスローンを組めるように金融機関に融資を呼びかけな

いと難しい。

簡易宿所はどんどん厳しくなるだろう。駆け込みの要件を要求されており、クリアできるかどうかわからない。これで土地の値段が下がるかもしれない。ホテルも建ち過ぎており、この条例をピークに需要が下がり始めるのではないか。

まちの真ん中で住むなら路地しかないが、改修がしにくい。接道していない非道路の改修をもっと緩和してほしい。路地の耐震性を担保に大幅な改修ができると都心居住がもつと進む。連担建築設計制度を利用した大規模改修を認めるなど、なんでもいいので合法的にできることを考えて欲しい。

## 歴史都市としての将来

宗田好史

1967年、イタリアの「橋渡し法」では、歴史的都心部は現状よりも容積率を一切増やしてはダメ、建て替えもダメ、売買も市に届けろと規制した。イギリスの歴史都市でも、1960年代、歴史的市街地を守ろうという動きがあった。ヨーロッパの経済成長が一旦止まって、人口増加が止まったことも影響している。特にイタリアやドイツは人口が増えなくなったので、郊外開発を抑えて、人口も都心に戻りつつあった。誰がこの国の経済を支えるのか、というとき、ソフト、第三次産業、それも観光産業を主軸にすることに舵を切ったのがヨーロッパの歴史都市。

京都はこの25年間、これを目指してきた。2007年の新景観政策では、高き規制が厳しくなると地価が下がると言われたが、事実としては下がらなかった。現在、町家を残しておいた方が京都の価値は上がる、という事実が、ようやく京都でも一般的にわかるようになってきた。

私たちの子供の時代になったときに、職業や家業がどうなるのか、持ち家がどうなるのかということを疑問視する必要がある。京都という永遠の都で、自分と自分の家族が文化を守っていくために、町家を手放して、流通させるというような考え方にはシフトしなくてはならない。いま残っている町家の多くにも、家族が建てたのではなく、誰から譲り受け守っているという歴史があることを自覚すべきである。

### ◆実施概要

日時 2018年6月16日 14時から17時

場所 京都文化博物館 別館ホール

登壇者(五十音順)

デービッド・アトキンソン(京町家友の会会長小西美術工芸社)

小島富佐江(京町家再生研究会理事長)

鈴木章一郎(京都市都市計画局長)

高田光雄(京都市京町家保全・活用委員会会長、

京都美術工芸大学教授)

西村孝平(株式会社八清、京町家情報センター)

宗田好史(京都府立大学教授、京町家再生研究会副理事長)

## 論考 ○ 公開セミナー 「まちなかの変貌を考える 町家をこれ以上壊さないために」

6月の公開シンポジウムに先立ち、4月には公開セミナーを明倫自治会館（旧明倫幼稚園遊戯室）で開催しました。当日は80名余りの参加者で会場がいっぱいになりました。「京町家を壊す前に届け出る」新条例の具体的な運用について検討するなかで、「京町家を壊さない」という単体の話と地域のまちづくりがどのようにつながるのか、地域のみなさんと一緒に考える機会といたしました。

まず、明倫まちづくり委員会長谷川明委員長より、明倫学区の変貌と地域の取り組みについて、報告していただきました。現在、まちなかでは条例の本格的な施行を目前にして、次々と京町家が壊されています。跡地に建つのはホテルばかり。明倫学区でも3月に150室規模のホテルが開業しました。明治の近代化に尽力した実業家、田中源太郎の旧邸で京都の老舗料亭が長く営業していましたが、閉店。取り壊された跡地にホテルが建設されたのです。明倫学区自治連合会は京都市より地域景観づくり協議会の認定を受けており、新築や改修、看板など景観条例の対象となる案件については、まちづくり委員会が窓口、実働部隊として、建築工事前に事業者などと意見公開をおこなうことができます。このホテル建設に関しても、複数回の意見交換会をおこない、ファサードなどに関する申し入れをおこないました。見た目だけではなく、新町通の交通渋滞を緩和し、安心安全な暮らしが守られることを目的として、セットバックを広く設けてもらい、サービス車や客待ちタクシーの調整などをしていただくななど、運営面についてもさまざまなお願いをしてきました。当初の提案よりは改善されましたが、明治150年という節目の年に近代化の遺構が消滅してしまったのは誠に残念です。

新しい建物によってまちが美しくなり、住みやすくなるのならばよいのですが、京都の敷地割を考慮せず、これまでの暮らしとは全く別のものが入り込んでいるのが現実です。法律や条例の範囲内で建てられていても、地域の特性にはそぐわないこともあります。たとえば、明倫学区のように商家が中心であったまちでは、表に植栽をするという習慣はありません。表はすっきり、中に庭をもち、緑ゆたかな、風と光がさしこむ空間を大事にして、隣接する家同士がお互い気遣うような住まい方が京町家のかたちには表れています。

京町家が壊れるとこのような空間の仕組みが壊されていきます。すでにオフィスビルやマンションが林立しており、数少なくなっているとはいいうものの、それでもお互いが配慮しながら培ってきたまちなみです。ホテルは、仕事でも居住でもない通りすがりの人々がひととき滞在するだけの場所であり、仕組みや気遣いができる方々が集まるわけではありません。物理的にも空間としても、毎日のありふれた生活のなかで、地域住民の居住環境が脅かされているのです。

新条例は町家を「守る」ためだけにあるのではなく、町家の所有者の権利を守るものではありません。取り壊す前に京都市に届けることになれば、地域ではその情報をいち早く受け入れ、次に引き受ける人や建物に対してある程度の努力を促すことができます。乱雑になってしまい、どんどん住みにくくなってしまう

いるまちなかを少しでもよくしていくことができる可能性を秘めた新しい条例なのです。近代、特に終戦後、個人の権利が優先し、次の時代にどのように引き継ぐのか、中身については問わず、お金のやりとりばかりが優先されてきました。「次の所有者に任せたからそのあとはどうなっても知らない」というのではなく、現所有者が抱えきれない「次の世代への引き継ぎ」という悩みを地域で受け継ぎ、民間で考えていくことができるのです。町家が壊される前に、町家のままで検討することができる、というのがこの新条例の重要な点なのです。単に町家を保存するのではなく、都市の環境を整備する大切な機会になるのです。

高田先生のお話にあったように、かつては住民の2割が定住、8割が借家でした。今は8割が定住、明倫学区でも9割がマンション暮らしです。既存の建物に人々が住み替える仕組みがかつてはありましたが、戦後の持ち家奨励政策もあり、そのような住人が新陳代謝していくような仕組みが希薄になっています。

今回の新条例はもう一度地域の力を取り戻し、京都市の応援を得て、地域でまちづくりを主導していくチャンスなのです。伝統的な町並みの復活は望めないかもしれません、まず地域に力がみなぎないと次のまちづくりにはつながりません。

西村さんが紹介してくださった、不動産屋として取り組んださまざまな具体的な事例もとても刺激的なものでした。町家でいろいろ試してみた蓄積が情報センターをはじめ、再生研にはあります。これから時代に生き続ける町家の活用を地域の特性に合わせていくことができるのです。

宗田先生がお話ししたように「引き継ぎ」は家族や相続予定の血縁者だけで悩むことではありません。力のある人、若い世代に渡せるようにすればよいのです。流通やNPOなど「できる」民間の仕組みを作っていくこと、それを京都市が支える仕組みとなっていくことが、今回の新条例の要なのです。

当日は明倫学区の住民を始め、多くの方々がお集まりくださいました。それぞれ立場によって思うことはさまざまですが、これからも住み続けられる京都をつくっていくために、もう一度新条例を考えていきましょう。

〈丹羽結花（京町家再生研究会）〉

### ◆実施概要

日時 2018年4月14日(土)14時から16時30分

場所 明倫自治会館(旧明倫幼稚園)遊戯室

登壇者

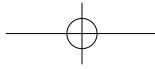
高田光雄(京都美術工芸大学教授、京町家再生研究会理事)

西村孝平(株式会社八清、京町家情報センター会員)

宗田好史(京都府立大学教授、京町家再生研究会副理事長)

小島富佐江(京町家再生研究会理事長)

報告 長谷川明(明倫まちづくり委員会)



## 再生の試み ○ 明治維新の町家を新築する

近年、京都市中の町家がどんどん減少している。そんな中で、2014年10月に下京松原通室町西入南面で、本格的な京町家が新築されたという噂を耳にした。今春3月8日、町家の日のイベントで「都の魁」展を企画した、パウロ・パトラシュク氏に教えて貰い、旧五条大路中野之町のほぼ真ん中、小田原町通西南角に建つ、福田金属箔粉工業株式会社の資料館を見せていただいた。

建物は、片入母屋真壁ムシコ2階表屋造りで、外観は、幕末どんどん焼けの後明治初期に再建された当時のままに新築されている。その姿は、明治16年に出版された、京都の商工案内冊子「都の魁」に掲載された、石田有年の銅版画を手本として復原されたという。

暖簾をくぐり中に入ると、ミセニワには床机が置かれ、東の壁面には、古い金箔地の大和絵屏風が掛かっている。店正面は、上り框と板敷玄関を構え、衝立の奥に主屋の展示ホールが広がっている。左側には、ガラスに囲われたゲンカンニワの坪内があり、右側に階段が控える。ゲンカンニワには、箔打台の黒石と、水車で箔粉を作る4穴をうがった臼石が配石され、天空からの光を浴びている。

玄関に上がると、トオリニワの火袋下に、元禄13年(1700年)創業者福田鞭石の町屋敷借受状や、2代練石の表した家憲「家の苗」等歴史史料が展示され、横に近代の箔粉製造機械も陳列されている。更に右側には、入館者に会社の沿革を解説する大型ディスプレイと、B.G.Mを奏でる自動ピアノがある。

外観は、明治期の復原を目指したが、内部は現代的条件で計画されたと説明された。しかしながら、町家の木造構法に感じられる伝統性や、展示室正面奥に展開する前裁の風景が与える印象には、この場所に重層する歴史的存在感を感じ直感することができるよう思う。

それはなぜか？ 通常、町家の奥主屋の縁先には、渡り廊下、土蔵、ハナレに囲まれた、明るい場所が開かれている。300年を越す時を経て金銀箔商「井筒屋」の屋敷地にも、時代による家業の変遷の中に、さまざまな意匠の根が宿っているに違いないのだ。石庭に浮かぶ苔島に、2本のもみじが植栽され、新緑の枝が薰風にそよぐ姿が、磨きこまれた松の床板に映りこむ景色に、訪れる客は感動を覚える事だろう。

主屋の奥に明るい前裁を配置し、蔵の壁から反射する陽射しで座敷を間接に照射する、京町家の美は、この受け継がれ

た風土の記憶として、町の遺構や地下の埋蔵物の中に深く刻み込まれている。現在から未来に向かって、時を越え継承される「家の苗」の思想を伝承する為に、創業の心を表す町家を再生された、福田金属箔粉工業株式会社の皆様に心からの敬意を表するしたいです。

＜木下龍一（京町家作事組代表理事）＞

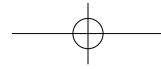


新築町家外観(上)

玄関庭(左)

前裁(下)





## 改修事例 ● 過去からの継承と、これから創造に、思いを馳せて

設計：末川協建築設計事務所・AtSpaceArchitects／施工：熊倉工務店

今回の改修事例は、亀岡にある旧家。いわゆるうなぎの寝床と呼ばれる京町家とは大きく異なる、郊外型の民家だった。本来、作事組の活動範囲は京都市内に限られているが、情報センター会員の八清さんと旧知の仲の依頼者が、伝統木造に長けた改修者をご希望とのことで、私たち作事組を推薦いただいたとのこと。市外ではあるが、町家や伝統構法の保全・再生という本来の目的を鑑みて、ご協力させていただくことになった。

亀岡駅からも程近い旧街道沿いの広大な敷地には、御屋敷と呼ぶに相応しい、入母屋屋根の平屋建て母屋が大きな中庭を囲むコの字型の間取りで配置され、二階建ての蔵二棟がそれぞれコの字の端部あたりに建っていた。平屋といつても小屋裏には十分人が立てるほどの余剰空間があり、メンテナンスのためにキャットウォークのように敷かれた松の厚板、床下や小屋裏までベンガラが塗られた構造材、中庭を囲む広縁には一枚板の縁甲板、廊下や水回りの壁は磨き漆喰など、随所に立派な材料やきめ細やかな仕事が見受けられた。

広すぎるほどの母屋にお住まいだったのは、前述の依頼者のお母様。大正5年に先代が居宅として購入されたそうで、20年程前からご自身が住まわれているとのこと。ゆくゆくは長男である依頼者へ譲ることになろうが、その前に相続も見据えて土地などを整理しておきたい、かつ、ご自身の今後の生活のためにもコンパクトで住みやすい居住空間を、というのが改修計画の肝要だった。

そのため、計画は母屋の減築からスタートした。土地の分筆や建築条件と、母屋の架構状況から減築する範囲を決定し、分筆ラインも合わせて設定。母屋のほぼ半分と蔵1棟を取り壊すことになった。壊すにしても傷みのない蔵やコの字の縁側など、処分されるには忍びないものも多々あったが、庭石や古建具など引き取り手のあるものは次代の持ち主を探し、蔵のお道具などは掘り出し物市を通じて、売り上げが嵯峨清涼寺狂言堂の修復工事へ寄付されたという。すべて無償でご提供いただいた施主様には改めて感謝したい。

今回の改修では、建築当時のこだわりと思われる価値ある良材をどこまで活かすか、機能的な現代的価値観をどこまで取り入れるか、のせめぎ合った。比較的、歴史を経た古いものを残しておこうという考えのご長男に対して、お母様は便利で扱いやすい現代的な仕様をお望みだった。杉一枚板の天井や丹波裏床の畳なども、座敷をリビングに改修したことで処分した。現代では希少価値の素材や手仕事が消えてしまったことは残念である。ただ、私には、お母様が望んだ現代仕様も、真摯にこの旧家と向き合ってきたからの姿勢だと感じられた。維持管理も大変な手に余る広さ、気密性や断熱性に劣る従来の木造仕様、生活しづらい敷居の段差など、いいものだから昔のままあるべき、という姿勢では解決できない実世界に基づいた判断だった。また、当初は取り壊しも考えたという価値ある建物を維持しようと決心したからこそ、その、対峙する姿勢だった。

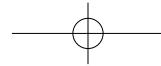
かくして、和室は奥座敷のみをそのままの姿で残し、引込み戸で隣り合ったリビング・ダイニングと一体利用できるようにした。座敷周りの縁側はそのままに、貴重な縁甲板や断熱のない化粧軒天を残す代わりに、主要動線は裏廊下を想定し、床レベルの段差も解消した。物置だった蔵も居室仕様に改修。倉庫のような暗いイメージを払拭する意図から、既存ケヤキの厚床板や落し込みで張られた杉板壁などは残したまま、さらに上から新材の床板を施工、吹抜けや窓も設け、明るく風通しの良い空間に仕上げた。今は、大勢おられるお孫さんたちのプレイルームになっているそうで、物置にするかどうかを毎度の打合せでご家族と議論していた頃が、懐かしい。

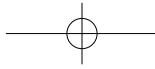
当然だが、私たちは過去を作ることはできない。貴重な資産を未来へ継承することは、重要だと思う。しかし同時に、今このときに、私たちが手をかけて工事をする意味も考えていきたい。過去をそのまま継承するだけでは、世の中や時代に対峙する姿勢が欠けているのではないか。維持管理しやすくストレスの少ない暮らし、長い目で見て復元可能な仕様、場所や形を変えて再利用の道を探るなど、この先を創造していくこと。そして、これからも愛着を持って建物と共に居られるかどうか、常に思い遣っていきたい。

その点で、先に述べたように一定の資産が再利用され、さらに形を変えて寄付につながったことは意義深い。ただ、取り外しや持ち運びに手間のかかる長ものの建材などは扱いづらく、処分せざるを得なかつた。実生活に基づいた改修の判断と同じく、残したいという意図と現実的な使い道の乖離もあり、ボランティアでの活動に限界を感じた。組織としての強み、点在する個別の点を面で捉えられる見識や技術力を、実世界へ反映させる手法や行動力の必要性を感じる。

過去を継承しながら、これからを創造していくために、いま私たちができる。私個人としても、歴史や価値、生活や想いなど、多面的な視点でのものごとを捉えながら、点から面を行き来できる能力を養い、本質的なものを見極める努力を続けたい。

〈南麻衣子（京町家作事組）〉





## 町家再生再訪 その13 ● 伏見区・増田徳兵衛商店

(設計:アトリエRYO 施工:安井塗工務店)

清酒「月の桂」増田徳兵衛商店は1675年(延宝3年)創業以来、代々続く造り酒屋で、鴨川と桂川が合流する手前、鳥羽街道を挟んで町家と酒蔵が向かい合って建っています。江戸時代、伏見は水陸交通の要として、港町、宿場町として発展し、酒造免許にあたる「酒造株」がはじめて制定された1657年(明暦3年)には83の酒造家があったと伝えられています。現在の増田邸は鳥羽伏見の戦で焼失した後に再建され、築150年ほどになる町家を2008年から2009年にかけて作事組にて改修させていただきました。それから10年を経て14代増田徳兵衛氏にインタビューさせていただきました。

—お酒造りはどのような体制でなさっていますか。  
杜氏と蔵人5名で20種類のお酒を造っています。酒造期は10月から4月で200日間かかります。

—5月から9月は皆さん何をなさっているんですか。  
お休み(笑)ではなく、色々やることがあるんです。お酒の詰め口や輸出の段取りとか。田植えもはじめます。

—お米作りから取り組まないと納得のいくお酒造りは難しいですか。  
43年前にドイツへワインの勉強をしに行ったとき、醸造家に「お米を作っていますか」と聞かれて、広大な葡萄畠を前にして「買っています」とは答えづらかった。それから酒米作りに協力してくれるところを捜し歩きました。当時はバブリーな時代でどの農家さんでも「儲からない」と断られたんですが、5年ほど経ったころに伏見の向島の山田豪男(ひでお)さんと出会って、しばらく途絶えていた京都だけの酒米「祝米」を三十数年前に復活できた。そこから新しい酒造りが始まりました。土地の自然を相手に生まれる個性を味わってもらえばと思っています。

—先日、西陣魚新で京町家友の会の総会がありました。乾杯条例にしたがって日本酒で乾杯しました。最近は白ワインのようなお酒もあり、海外でも人気が高まっているのでは。

その条例、私が作りました。日本酒の国内消費量は昭和53年がピークで、酒造会社の数は4000社から1500社ほどに減りました。酒造組合として「日本酒乾杯条例」を作る動きがあり、5年前に全国に先駆けて京都で条例が施行されました。震災の翌年、2012年に前年比101%とプラスに転じましたが、多様化の波は止みません。海外を含めてできるだけ色んな食事にあうお酒を造るようにしています。去年は計14回海外へ出張し、マレーシア3回、中国3回、カンボジア、インド、メキシコ、フランス、ロンドン、ドバイへ行きました。新しいお酒をつても、そこそこ売れるようになるまでに3~5年はかかります。

—340年続く造り酒屋を繋いでいくことについて。

酒造の歴史は日本に稻作が伝わった弥生時代に溯る。それを思えば家業の340年は短い。だから気負いや焦りはなく、中継選手として次の世代に上手に移せねばと思っています。人生82.5歳まで生きられるしたら、生まれてから3万日、20歳からなら2万3千日くらいしかない。その間、その数くらいの晩酌をしたら人生が終わる。私が思うのは、とにかく何でも見ておけということと、季節感、個性、間(空間)を大事にすること、上に積むのではなく、引算する文化が粹であるということです。イサム・ノグチの作品は北海道に行くと必ず見に行きます。デザイナーのコシノさん姉妹、小篠家とはお祖母さんの頃からのつきあいがあって、岸和田のだんじり祭りは毎年行きます。細い道に小さな骨董屋があって、いつも立ち寄っては50枚くらいお皿を買ったりします。日常にも使うし、先日はNYからマービスさんという焼物や骨董に詳しい人が訪ねてくれたりと国内外で交流が生まれていきます。

14代を襲名し、私が最初にやりたかったのは、北川一成さんと新しい企業のデザインをつくることでした。早くから海外でも成功している優れたデザイナーです。北川さんには「これだけダメだしされたのは初めて」と言われました。古くから家に伝わる暖簾の「合」という字が、京町家の「むくり屋根」と、屋根の上と下に満月二つ、桟のなかに三日月が浮かぶようなイメージに変化しています。瓶を傾けると、むくり屋根が兎の耳にも見えます……

—ご自身の代で建物の大規模な修復工事をなさったことについて。  
阪神淡路大震災で傷んだところもあり、10年前に主屋の復元工事をしたとき、酒蔵の傷みもこれ以上放置できないことはわかつていましたが、一時に行うには負担が大きすぎるので、酒蔵は後に回してまずは主屋の住まいに注力しました。土間の空間は50名程入れて、おくどさんも使え、イベントや小パーティーにも使えます。そして去年から蔵の修復に取り掛かっています。先代がやっていてくれたらと思うこともありました(笑)が、先代がいつもも言っていた「古いものの中に新しいものが隠れている。そのことを常に頭に入れ、現代に新たな型で復活させること。」という言葉を忘れてはいません。先代は文化人と幅広い交友があって、1万冊の蔵書があります。浮世絵もお酒に関係するものばかりあって、来客があると出します。酒造の仕事は次代に託して、私は蔵書を整理してライブラリーをつくりたい(笑)。

＊＊

「かけ清き月の嘉都良の川水を夜々汲みて世々に栄えむ」  
江戸時代末期に石清水八幡宮の放生会に天皇の勅使として参向された姉小路有長という人が、増田家に残した書がミセの間に掛けられています。中国の伝説にちなむこの歌が「月の桂」という銘に命を吹き込んでから、同じほど時を重ねてきた建物も当代の様々な交流の場として輝きを増しています。中国の伝説「玉兎捣薬」に幾つもバリエーションがあるように、新しい「月の桂」のラベルが幾重にも姿を変えて酒の味に新しい息吹を与えてくれるのが楽しい。

<森珠恵(作事組事務局)>

2009年竣工の町家改修の記事もあわせてお読みください。

京町家通信vol.67作事組改修事例 <http://kyomachiya.net/sakuji/kaisyu/41.html>  
「蘇らせた酒蔵を客との交流の場へー伏見区・増田徳兵衛商店」  
(2009年11月1日発行)

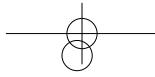


増田家主屋外観(上段)

みせにわ～みせ  
14代増田徳兵衛氏  
(下段左)

かみだいどころ～なかの間  
代々の暖簾  
(下段右)





interview ——京町家に移り住んで

## 朱雀北ノ口町京町家 京竹籠 花こころ 小倉千恵美さん

下京区朱雀にある3連棟の京町家の一軒を、住まいながら、竹細工の工房、展示場にされている、竹細工職人の小倉千恵美さんにお話を伺いました。

聞き手：テナント京都プロデュース 足立磨砂幸

■お借りいただいてもう8年になりますね。もともとマンションお住まい、そして京町家に引っ越しされてきましたが、思っておられたと現実と違う所はありましたか。

この町家は、古まま良い感じで残っています。木や土、畳などの自然の素材で、癒されて、とてもホッとできる感じがします。本当に良いところに住まわせていただいていると思っています。最初の一年目は、京都の冬は厳しい寒さがありますが、隙間風があつたりして、寒さが体にこたえました。ただ、その次の冬からは体が慣れて(笑)寒く感じることが無くなっています。

■入ってすぐの玄関間を竹細工の作品の展示場にされていますが、他の部屋はどのようにお使いなのでしょう。また、こちらで販売もされているのですか。

1階の最初の部屋は展示室、次の部屋は工房、奥の部屋は接客の部屋になっています。2階は寝室と、もう一部屋は箪笥などが置いてあります。

作品の販売は、主には、ギャラリーや百貨店さんでの一週間とか二週間の展示会での販売が中心になるのですが、最近は少しずつですが、雑誌などに取り上げられたり、フェイスブックを見ていただいていると、直接こちらに来られて作品を見て買っていただくことも増えてきました。

■作品を作られるうえで、マンションで作られるのと、町家で作られるのとでは、違うところはありますか。

実際に床の間とかがあるので、花籠なども作っているので、置いたイメージとかを試せたりできますし、もともと伝統的な日本家屋にあわせたものが伝統工芸品であるので、それはとてもありがとうございます。

また、初めて来ていただくお客様や、雑誌の取材などの方に来て頂いたときも、京都らしいところですね、懐かしい感じがしますと喜んでいただいているです。

■この町家には洋間になっているお部屋もありましたね。

洋室があるのもこの町家の良いところだと思っています。伝統的な暮らしを実践するということ、そういう暮らしを残していくために伝えていくような役割を担えればと思います。ただ、それも大事な事だと思うのですが、一方では、社会は変わっていく部分もありますね。作品も新しい暮らしに沿わせたものを作らなければならないので、両方の良さを活かしながら物つくりができるよと思っています。骨董のような家具とかで部屋の中をまとめるのも、それも素晴らしいと思うのですが、現在の自分の心地よいと思えるもので部屋の中はまとめて両方の良さを感じる気持ちでお部屋を使いたいとおもっています。

■小倉さんは今後、この、町家の工房から、どのような作品を作られ

ていくのですか。

作家さんの物づくり、出来るだけ時間をかけて華やかなものを作りたいと思う気持ちもあるのですが、今はできるだけ実際に使っていただきたいと思うので、追作ができる同じものも作って金額を抑えて、できるだけ、身近に感じていただけるもの作りをしたいと思っています。

今回お話を聞かせていただきまして、小倉さんの様な、町家を好きな方に借りていただき、本当に良かったと思います。朱雀の町家から、引きつづき素晴らしい作品を作っていただき、ご活躍を期待しております。

京竹籠花こころ ホームページ  
<http://kyotakekago-hanakokoro.tumblr.com/>

展示会 平成30年8月3日～21日  
京都市中京区二条通寺町東入ル榎木町77-1 延寿堂ビル1F  
ギャラリー Sophora にて



### ●事務局覚え書き

「京町家の保全及び継承に関する条例」が平成30年5月から施行が始めます。京町家所有者の方は、京町家を取り壊そうとする場合、できるだけ早い段階で京都市まで届出をお願いします。届出いただいた後は、支援制度の情報提供や、事業者団体等と連携して活用方法の提案・活用希望者とのマッチングなど、当該京町家を保全・継承するために必要な支援を行います。」という概要です。京町家を京町家として活用したいと探されている方はたくさんいますが、そこへ情報が届く前に、いつの間にか解体されてしまう町家を減らしていきたい、どうにか繋いで町家として活用・保全できるものを救おうということです。京町家情報センターでも、京町家の賃貸・売買・活用のご相談をお受けしております。（京町家情報センター事務局 城幸央）

オーナー登録数：延232

ユーザー登録数：延1728

物件登録数：延1801

成約件数：延218

(2018年6月5日現在)

